

令和 7 年度 対馬市社会貢献型未利用等水産物利活用業務仕様書

1 業務の名称

令和 7 年度 対馬市社会貢献型未利用等水産物利活用業務

2 業務の目的

対馬市内の水産品及び水産加工品生産事業者が保有する未利用又は未活用となっている水産品及び水産加工品を適正価格で買い取りを行い、市内及び市外のいわゆる「こども食堂」や「ひとり親家庭」に対する食糧支援に要する食材へ食材供給支援を行う。これをもって水産品及び水産加工品生産事業者に社会貢献を促し、買い取りを通じて収益性向上を図ることを目的とする。

※こども食堂：地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を指す。

※ひとり親家庭：父子家庭、母子家庭を指す。父子家庭とは未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）を指す。母子家庭とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）を指す。

3 業務の期間

契約締結日から令和 7 年12月31日まで

4 業務の内容

(1) こども食堂等への水産品等の寄贈

対馬市内の水産品及び水産加工品生産事業者が生産製造した製品を当該事業者から購入し、市内及び全国各地のいわゆる「こども食堂」及び「ひとり親家庭」等へ供給する食糧支援に要する食材の供給支援を行う。

(2) 企業版ふるさと納税の募集

業務の規模拡大及び継続性を確保するため、財源である企業版ふるさと納税の寄附を募集し、資金を確保する必要がある。そのため受託者は当業務への寄附を確保できるようノウハウやアイデアを駆使した効果的な企画を提案し、本市と協議のうえ決定すること。

8 業務スケジュール

契約締結日後から 2 週間以内に業務履行に係る協議を実施し、令和 7 年 7 月 1 日から業務遂行が可能となる体制とする。

9 成 果 品

- (1) 業務報告書 2通（電子データ1通を含む）

10 そ の 他

- (1) 受託者は、業務の実施に伴い対馬市個人情報保護法施行条例（令和5年対馬市条例第13号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守すること。
- (2) 本業務は、業務履行における責任を明確にするため、業務の一部または全部を第3者に委託してはならない。ただし、物流に関する委託はこの限りではない。
- (3) 本業務の仕様は、本市が最低限度必要と考えているものであり、受託者の専門的立場から、他自治体の事例や技術革新等を見据え、本業務の費用の範囲内で効果的かつ積極的な工夫や提案を求めるものとする。
- (4) 業務の実施に当たっては、本市と十分に協議・調整を行うとともに、本市が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うものとする。
- (5) 仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、水産課と受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。
- (6) 本業務の実施に当たっては、本仕様書及び令和7年度対馬市社会貢献型未利用等水産物利活用業務プロポーザル実施要領を遵守すること。